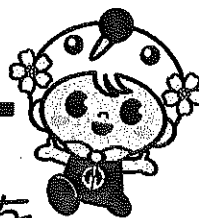


65歳以上の方が対象



新型コロナウイルス予防接種費用を

町が一部助成します

1 助成対象者

鶴田町に住所がある満65歳以上の方及び満60歳以上65歳未満の方で、厚生労働省令で定める
心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方
(詳しくは主治医などにお問い合わせください)

2 実施期間 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで (上記期間以外に接種された方は、全額自己負担となります)

3 町内の接種指定医療機関

医療機関名	予約方法	接種日時	インフルエンザワクチンとの接種間隔
鶴田診療所 (22-2261)	接種希望日の2週間前までに 外来窓口で予約してください ※ 電話予約は受付していません [受付日時] 11月18日～ 9時00分～11時00分 13時30分～16時00分	12月2日～ [接種時間] 月～金曜日 8時30分～11時00分 13時00分～16時00分	接種後、体調によりま すが、4日～7日間空 けてください
今岡医院 (22-2027)	予約は不要です ※ ネットご利用可能な方は、 当院ホームページより事前の 予約をお勧めします。	月～水・金曜日 8時30分～12時00分 14時30分～17時30分 木・土曜日 8時30分～12時00分 ※ 木曜日午前 月1回不定期 で休診	同時接種可能です ※ 同時接種の場合 は事前に予診票を受け 取りに行き、記入のう え持参してください
瓜田医院 (22-3232)	電話又は窓口にて予約してく ださい	予約時にお知らせします	接種後、体調によりま すが、4日～7日間空 けてください

【裏面もご覧ください】

4 接種にかかる本人負担額 2,000円

例) 接種費用 15,300円の場合
15,300円 - 13,300円 = 2,000円
(接種費用) (助成額) (本人負担額)

指定医療機関以外で接種する場合は、いったん接種費用（医療機関により異なります）を全額ご負担いただくため、事前に接種費用を医療機関に確認されることをお勧めします。

接種後に、領収書及び明細書（コロナウイルスワクチンと明記されたもの）、通帳、印鑑、保険証を役場にご持参ください。接種費用から本人負担額を差し引いた額をお支払いします。

申請期限：令和7年4月10日

※ 生活保護世帯の方は全額助成します。医療受給証（休日・夜間等受診用）をご持参ください。

※ 「新型コロナウイルス予防接種」の費用が高額なため、「インフルエンザ予防接種（高齢者）」もあわせ、町外の医療機関に対し、指定医療機関となっていただけよう調整中です。

事前に確認しておきたい方は役場までご連絡ください。

5 他のワクチンとの接種間隔について

厚生労働省において、インフルエンザワクチンと新型コロナウイルスワクチンの同時接種は可能としていますが、医療機関により対応が異なりますのでご注意ください。

また、他のワクチンとの接種間隔については、事前に医療機関にご相談ください。

6 その他

(1) 接種日には、必ず保険証とお薬手帳をご持参ください。また、診察券のある方はあわせてご持参ください。

(2) 『新型コロナウイルス予防接種予診票』は、各指定医療機関にあります。指定医療機関以外で接種する場合は、医療機関に備え付けの予診票をご使用ください。